

2017年12月5日  
みずほ信託銀行株式会社

## 買集め行為に該当する株式取得についてのお知らせ

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）は、株式会社あかつき本社（以下、「同社」という。）を委託者とする株式給付信託（BBTおよびJ-E SOP）（以下、「本信託」という。）の業務運営にあたり、同社の自己株式処分を引き受ける方法により取得した後、本信託の信託財産に属する新株予約権を行使する方法又は取引市場における買付けにより同社普通株式を取得する予定です（注1）。

現時点において当行が本信託の受託者として有する同社普通株式に係る議決権数、ならびに取得価額の総額（予定）および現在の株価を勘案すると、取得後の株式数は議決権ベースで5%以上となり（注2）、今般の取得行為の一部が金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為に該当することとなりますので、お知らせします。

（注1）詳細は、2017年12月4日付の同社リリース「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」、「株式給付信託（J-E SOP）への追加拠出に関するお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

（注2）株式給付信託（J-E SOP）については、商品のスキーム上、同社従業員の意見を反映した信託管理人からの指図に基づき議決権を行使します。株式給付信託（BBT）については、信託財産に属する株式に議決権は帰属するものの、商品のスキーム上、信託管理人からの指図に基づき議決権を一律不行使とします。

<ご参考>

取得する株式	株式会社あかつき本社の普通株式
現時点で当行が受託者として有する株式数	518,818 株
追加信託金額	385,000,000 円
取得株式数	790,500 株（予定）（注3）
信託による株式取得期間	2017年12月20日（水）～2017年12月29日（金）（予定）
株式取得方法	同社の自己株式処分を引き受ける方法により取得した後、本信託の信託財産に属する新株予約権を行使する方法又は取引市場における買付けにより取得（予定）

（注3）追加信託金額を東京証券取引所における同社株式の2017年12月4日の終値で除して計算しております。

以上